

「阿波の証券総合取引約款」  
新旧対照表  
(2024年1月1日改正)

下線部変更

新	旧
<p data-bbox="277 309 660 336">第11章 投信積立プランの契約</p> <p data-bbox="150 371 560 398">第4条 買付代金の払込方法の指定</p> <p data-bbox="150 405 788 595">お客様は、指定投資信託の買付代金について、第2条により申込みを行った一定の金銭(以下「払込金」といいます。)を銀行等(ゆうちょ銀行を含む)の金融機関の預金口座からの振替より払込むものとします。なお、払込金は、1銘柄につき1万円(つみたて投資枠対象銘柄は1千円)以上かつ1千円の整数倍の金額とします。</p> <p data-bbox="150 701 201 728">附則</p> <p data-bbox="150 734 788 797"><u>この約款は、2024年1月1日より適用させていただきます。</u></p>	<p data-bbox="935 309 1318 336">第11章 投信積立プランの契約</p> <p data-bbox="813 371 1224 398">第4条 買付代金の払込方法の指定</p> <p data-bbox="813 405 1445 595">お客様は、指定投資信託の買付代金について、第2条により申込みを行った一定の金銭(以下「払込金」といいます。)を銀行等(ゆうちょ銀行を含む)の金融機関の預金口座からの振替より払込むものとします。なお、払込金は、1銘柄につき1万円(つみたてNISA対象銘柄は1千円)以上かつ1千円の整数倍の金額とします。</p>

「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款（NISA約款）」

新旧対照表

(2024年1月1日改正)

下線部変更

新	旧
<p>非課税口座開設届出書等の提出等</p> <p>第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の11月30日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の15の3第24項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）又は特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>2～3 （現行どおり）</p> <p>4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>5 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を他の証券会社若</p>	<p>非課税口座開設届出書等の提出等</p> <p>第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の11月30日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の15の3第24項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）又は<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定</u>若しくは<u>特定非課税管理勘定</u>を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定</u>又は<u>特定非課税管理勘定</u>に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>2～3 （省 略）</p> <p>4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の<u>非課税管理勘定、累積投資勘定</u>又は<u>特定累積投資勘定</u>が設けられていたとき</p> <p>10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の<u>非課税管理勘定、累積投資勘定</u>又は<u>特定累積投資勘定</u>が設けられることとなっていたとき</p> <p>5 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定</u>又は<u>特定</u></p>

新	旧
<p>しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p>	<p>非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定、<u>累積投資勘定</u>、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定、<u>累積投資勘定</u>、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p>
<p>6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p>	<p>6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定、<u>累積投資勘定</u>、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定、<u>累積投資勘定</u>、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p>
<p>（ 削 除 ）</p>	<p><u>累積投資勘定の設定</u></p>
<p>特定累積投資勘定の設定 第 3 条の 2 （現行どおり） 2 （現行どおり）</p>	<p>第 3 条の 2 <u>非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018 年から 2023 年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</u></p>
<p>特定非課税管理勘定の設定 第 3 条の 3 （現行どおり）</p>	<p>2 <u>前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（累積投資勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</u></p>
<p>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定における処理 第 4 条 （現行どおり） （ 削 除 ）</p>	<p>特定累積投資勘定の設定 第 3 条の 3 （省 略） 2 （省 略）</p>
<p>2 （現行どおり） （ 削 除 ）</p>	<p>特定非課税管理勘定の設定 第 3 条の 4 （省 略）</p>
	<p>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定における処理 第 4 条 （省 略）</p>
	<p>2 <u>非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。</u> 3 （省 略） <u>累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲</u> 第 5 条の 2 当社は、お客様の非課税口座に設けられた累</p>

新	旧
	<p><u>積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。</u></p> <p>— <u>第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が40万円を超えないもの</u></p> <p>— <u>租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等</u></p>
<p>特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲 第5条の<u>2</u> (現行どおり)</p>	<p>特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲 第5条の<u>3</u> (省 略)</p>
<p>特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲 第5条の<u>3</u> (現行どおり)</p>	<p>特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲 第5条の<u>4</u> (省 略)</p>
<p>譲渡の方法 第6条 (現行どおり) (削 除)</p>	<p>譲渡の方法 第6条 (省 略)</p> <p><u>2 累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法並びに租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</u></p>
<p><u>2</u> (現行どおり)</p>	<p><u>3</u> (省 略)</p>
<p>非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知 第7条 (現行どおり) (削 除)</p>	<p>非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知 第7条 (省 略)</p> <p><u>2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係</u></p>

新	旧
<p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>	<p>る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 (省 略)</p>
<p>(削 除)</p>	<p><u>累積投資勘定終了時の取扱い</u></p> <p>第8条の2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。)</p> <p>2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p>— お客様から累積投資勘定の終了する年の11月30日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>— 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p>
<p>(削 除)</p>	<p><u>累積投資勘定を設定した場合の所在地確認</u></p> <p>第9条 当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p> <p>— 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</p> <p>— 当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記</p>

新	旧
<p>特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認 第9条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>	<p>載して、当社に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名及び住所</p> <p>2. 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p>特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認 第10条 (省 略)</p>
<p>非課税口座の開設について 第10条 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>非課税管理勘定、累積投資勘定の変更手続き 第11条 お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の9月30日までに、当社に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。</p> <p>非課税口座の開設について 第12条 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</p> <p>2 (省 略)</p>
<p>特定累積投資勘定での上場株式等の注文等について 第11条 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、お客様から特定累積投資勘定での上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</p>	<p>特定累積投資勘定での上場株式等の注文等について 第13条 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、お客様から特定累積投資勘定での上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</p>
<p>特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて 第12条 (現行どおり)</p>	<p>特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて 第14条 (省 略)</p>
<p>非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い 第13条 (現行どおり)</p>	<p>非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い 第15条 (省 略)</p>
<p>非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法 第14条 お客様が特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式(金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF(上場証券投資信託)上場REIT(不動産投資信託)及び上場JDR(日本版預託証券)を含みます。)について支払われる配当金及び分配金(以下「配当金等」といいます。)を非課税で受領するため</p>	<p>非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法 第16条 お客様が非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式(金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF(上場証券投資信託)上場REIT(不動産投資信託)及び上場JDR(日本版預託証券)を含みます。)について支払われる配当金及び分配金(以下「配当金等」と</p>

新	旧
<p>には、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。</p>	<p>います。)を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。</p>
<p>非課税口座取引である旨の明示  <u>第15条</u> (現行どおり)</p>	<p>非課税口座取引である旨の明示  <u>第17条</u> (省 略)</p>
<p>契約の解除  <u>第16条</u> (現行どおり)</p>	<p>契約の解除  <u>第18条</u> (省 略)</p>
<p>合意管轄  <u>第17条</u> (現行どおり)</p>	<p>合意管轄  <u>第19条</u> (省 略)</p>
<p>約款の変更  <u>第18条</u> (現行どおり)</p>	<p>約款の変更  <u>第20条</u> (省 略)</p>
<p>附則  この約款は、<u>2024年1月1日</u>より適用させていただきます。</p>	